

# 第72期定時株主総会招集ご通知に 際しての交付書面非記載事項

## 第72期

[2023年4月1日から2024年3月31日まで]

### 事業報告

- ・ 会社役員の状況
  - 責任限定契約の内容の概要
  - 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
- ・ 会計監査人の状況
- ・ 内部統制システム
- ・ 会社の支配に関する基本方針等

### 連結計算書類

- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表

### 計算書類

- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

## 伯東株式会社

本開示書類は、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無に関わらず、株主の皆様にご提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りしております。

# 会社役員の様況

## 1. 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役（業務執行取締役等である者を除きます。）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役高山一郎氏、村田朋博氏、南川明氏及び小山茂典氏並びに取締役（監査等委員）山元文明氏、岡南啓司氏及び加藤純子氏につきまして300万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

## 2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されることとなります。

# 会計監査人の状況

## 1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

## 2. 報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	66
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	70

(注)1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社の重要な子会社のうちHakuto Enterprises Ltd.、Hakuto Singapore Pte. Ltd.、Hakuto Taiwan Ltd.、Hakuto Enterprises (Shanghai) Ltd. は、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。

3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

## 3. 非監査業務の内容

当社は、当事業年度において、会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務のほか、グループ規程整備支援業務、グループ会計方針整備支援業務を委託いたしました。

## 4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由のいずれかに該当するときは、監査等委員会は、監査等委員の全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

上記のほか、会計監査人が監督官庁から業務停止処分を受けるなど、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

# 内部統制システム

## 1. 内部統制システムの整備の基本方針

当社は、取締役会において、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハ並びに会社法施行規則第110条の4第1項、同条第2項に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制」（内部統制システム）の整備の基本方針について、次のとおり決議いたしました。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ. 『伯東グループ企業倫理行動憲章』及びコンプライアンス上の諸規程を、当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の行動規範とし、当社グループの取締役及び使用人に対し定期的実施する研修等を通じて、法令及び社会倫理の遵守をすべての企業活動の前提とすることを徹底する。
  - ロ. コンプライアンスに関する統括責任者としてコンプライアンス担当取締役を任命する。当該担当取締役の下、コンプライアンスを統括する法務部は、コンプライアンス・プログラムを整備し、当社グループ横断的なコンプライアンス体制を構築、維持する。また、内部統制室は、その実施状況、有効性等を監査する。
  - ハ. 倫理規程に基づき、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当社グループ全体のコンプライアンス上の重要な事項を審議し、その結果を取締役に報告する。
  - ニ. 内部通報規程に基づき、法令違反、社会倫理上疑義のある行為等について、使用人が直接、会社所定の窓口へ情報提供を行う手段として、当社グループ横断的な内部通報の仕組みを構築、運営する。
  - ホ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求・妨害行為に対しては、警察や弁護士等の外部の専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で組織的に対応する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - イ. 取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む。）については、文書管理規程に従い、関連資料とともに保存、管理するものとし、必要に応じて少なくとも10年間は、閲覧可能な状態を維持する。
  - ロ. 情報セキュリティポリシー、電子情報管理規程及びその他情報セキュリティ関連規程に従い、電子情報の保護、管理、活用の水準向上及び円滑化を図る。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - イ. リスクに関する統括責任者としてリスク管理担当取締役を任命する。当社グループの横断的なリスク管理体制を構築するため、リスク管理規程を制定し、リスクマネジメント委員会を設置する。
  - ロ. リスクマネジメント委員会は、事務局を経営企画部とし、リスク管理担当取締役のもと、当社グループのリスクの種類毎に主管部署を定め、当社グループのリスクおよびリスク管理について全体を俯瞰した審議を行い、その内容について取締役会及び常務会等に提案・報告する。
  - ハ. 各主管部署は、リスク管理の実効性を高めるための諸施策を実施し、所管するリスク管理の状況を継続的にモニタリングする。
  - ニ. 当社グループ全体のリスクの現実化に伴う危機に備え、危機管理の主管部署である総務部は、緊急時対策、損害拡大防止対策、復旧対策及び再発防止対策を内容とする危

機管理基本規程を制定し、迅速かつ適切に対処することにより損失の最小化に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会による連結グループ経営計画の策定、当該経営計画に基づく各業務担当取締役による事業部門毎、子会社毎の業績目標と予算の設定及び月次・四半期業績管理の実施、取締役会及び常務会による月次・四半期業績のレビューと改善策の実施を内容とする経営管理システムを適切に運用して、取締役の職務執行の効率化を図る。
- ロ. 意思決定プロセスの簡素化等により意思決定の迅速化を図るとともに、重要な事項については、常務会の合議制により慎重な意思決定を行う。
- ハ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、総合組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、国内・海外関係会社管理規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定め、これにより業務の効率的運営及びその責任体制を確立する。

⑤ 会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 『伯東グループ企業倫理行動憲章』を当社グループの行動規範とし、これに基づき当社グループ各社において必要な諸規程を整備することにより、当社グループの内部統制システムを構築する。
- ロ. コンプライアンス担当取締役は、当社グループ各社のコンプライアンス体制を構築する権限と責任を有し、法務部は当社グループ各社のコンプライアンス体制を横断的に推進・管理する。
- ハ. リスク管理担当取締役は、当社グループ各社のリスク管理体制及び危機管理体制を構築する権限と責任を有し、経営企画部は当社グループ各社のリスク管理体制を、総務部は当社グループ各社の危機管理体制を、各々横断的に推進・管理する。
- ニ. 子会社管理の担当部署は、国内・海外関係会社管理規程に基づき、子会社の業績、財務状況その他経営上の重要事項について、当社への定期的な報告を求め、また、当社グループの取締役が出席する責任者会議を定期的に開催し、子会社において重要な事象が発生した場合には、当該責任者会議において報告が行われる体制を整備するなど、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。
- ホ. 金融商品取引法に基づき、当社グループの財務報告に係る信頼性を確保するため、当社グループ各社は財務報告に係る、必要かつ適切な内部統制を整備し、運用する。また、内部統制室は内部統制規程に従い、当該内部統制の有効性を定期的に検証し、その検証結果を、必要に応じて改善・是正に関する提言とともに、取締役会に報告する。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びにその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及びその使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する規程を定め、監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から補助者を任命することとし、当該使用人の人事異動及び人事考課については、監査等委員会の事前同意を得る。また、当該使用人は、会社の業務執行に係る役職を兼務せず、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令に服さないものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不

利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ. 取締役及び使用人は、当社又は子会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生するおそれがあるとき、違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、直ちに監査等委員会に報告するものとする。また、これにかかわらず、監査等委員会は、必要に応じて取締役又は使用人に報告を求めることができる。

報告の方法については、取締役と監査等委員会との協議により決定する方法による。

ロ. 内部統制室は当社グループにおける内部監査の現状について、法務部は当社グループのコンプライアンスの現状及び内部通報の状況について、経営企画部は当社グループのリスク管理の現状について、それぞれ定期的に監査等委員会に対し報告する。

ハ. 監査等委員会に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会は、その職務の執行に必要と認めるときは、弁護士、公認会計士等の外部の専門家を利用することができ、その費用は当社が負担する。

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

適切な意思疎通と効果的な監査業務の遂行を図るため、代表取締役との定期的な意見交換会を開催する。

## 2. 内部統制システムの運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の主な運用状況の概要は、次のとおりであります。

### ① コンプライアンスに関する取組み

社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、定期的に主管部署よりコンプライアンス研修の実施状況並びに内部通報制度の利用状況その他コンプライアンスに係る啓蒙活動についての報告を受けております。なお、当事業年度においては、人権方針の策定やコンプライアンス基本規程の策定をはじめとしたコンプライアンス・プログラムの再構築と海外拠点コンプライアンス体制の構築に関する取組みを行ったほか、他社事例を題材に経営判断に資するコンプライアンス研修を役員含む全管理職者に対し実施いたしました。

### ② 損失の危険の管理に関する取組み

リスク管理につきましては、当社グループのリスクの項目毎に主管部署を定め、各主管部署がリスクの管理を実施しております。なお、当事業年度リスクマネジメント委員会においては、当社グループとして優先的に取り組むべき重要リスク項目及びリスクシナリオに基づく対応計画について進捗状況のモニタリングが行われたほか、これまでに発生したインシデントのリスク要因分析結果の報告が行われました。また、気候変動を始めとするサステナビリティ課題の解決に取り組むため、リスクマネジメント委員会の下部組織として気候変動分科会を新たに設置し、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）のスキームに則り、気候変動に関するリスク・機会の分析・特定、温室効果ガス排出量の削減目標の設定を実施いたしました。

### ③ 当社グループにおける業務の適正の確保に関する取組み

子会社の経営管理につきましては、当社の経営企画部および海外事業統括部にて、経営管理体制の整備、統括を実施しており、「国内・海外関係会社管理規程」に基づき、子会社から事前の承認申請や業績等の定期的な報告を受けているほか、子会社から月次に提出される経営管理報告書により、経営管理全般のモニタリングを行っております。また、社長の出席のもと、海外子会社の責任者会議を年3回開催し、海外子会社の経営上の諸案件について、各責任者から報告を受けております。

これに加えて、内部統制室が、財務報告に係る内部統制評価及び内部監査計画に基づく監査を実施しており、更に監査等委員会がこれと連携して重層的かつ効率的に監査を行うことにより業務の適正を確保する体制としております。なお、当事業年度の内部監査においては、新型コロナウイルス対応の影響が緩和されたことも受けて、実地調査を積極的に実施しましたが、これまで同様リモート調査も継続活用し、効率的な運営と働き方の変化に対応しております。また、特に海外子会社に対する監査においては、外部の調査会社を活用し、監査を補完する取組みも継続実施しております。

#### ④ 監査等委員会の監査体制

監査等委員会は、社外取締役である監査等委員3名（うち1名は常勤）で構成されており、選定監査等委員による業務監査の他、内部統制室と連携して組織的な監査を実施しております。

当事業年度において監査等委員会は17回開催されており、常勤監査等委員等から会社の状況に関する報告及び監査等委員相互による意見交換等が行われております。また、監査等委員会は、委員全員が取締役会に出席し、常勤監査等委員から常務会、コンプライアンス委員会などの重要な会議への出席報告、並びに社長、会計監査人及び内部統制室との定期的な情報交換など、これらの活動を通して取締役の職務の執行について監視を行っております。

監査等委員会は、内部統制室から財務報告に係る内部統制評価の状況及び内部監査計画に基づき実施した監査の結果等について定期的に報告を受けており、内部監査部署との連携を確保しております。

# 会社の支配に関する基本方針等

当社は、取締役会において、会社法施行規則第118条に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「基本方針」といいます。）について、次のとおり決議しております。

## ① 基本方針の内容

当社は、「われわれは、社業の正しい営みを通し、国内産業ならびに国際貿易の発展に寄与し、併せて人類社会の平和と幸福に貢献せんとするものである。」という経営理念（社是）のもと、最先端の技術による電子・電気機器、電子部品を取扱うエレクトロニクス技術商社として、また環境に配慮した工業薬品を製造するケミカルメーカーとして、時代のニーズに対応する商品やサービスの安定提供に努め、適正な利潤を創出し、堅実かつ長期安定的な経営の実現を果たしてまいりました。

当社の特徴は、独立系商社として特定のメーカーの系列に属することなく、経営の独立性を確保していることにあります。このことにより、仕入面に関しては、特定メーカーの商品に限定されることなく、国内外の幅広い商材の取扱いが可能となり、顧客の多様化するニーズに即した供給体制を実現するとともに、顧客のニーズを専門メーカー等と共同して商品開発につなげることも可能としています。メーカーである仕入先と顧客をつなぐ商社として、人と人のつながりを大切にする当社の社風は、創業から今日に至るまで仕入先、顧客との間で親密なネットワークを形成し、相互の発展と良好な関係の構築に結実しております。

また、技術商社及びケミカルメーカーとして、付加価値の付与、顧客満足度の向上、市場競争力のある製品開発には、電子・電気、化学分野の専門知識を有する人材が不可欠であり、必然的に従業員が当社の経営資源の核となることから、当社はこれまでも優秀な人材の確保や継続的な育成に時間と資金を惜しまない経営方針を貫いてまいりました。

企業としての社会貢献という高い志に基づく経営理念、仕入先との販売代理店契約による商権、技術・ノウハウ、そして企業文化を共有し業務に精通した人材という有形・無形の財産が、当社の企業価値を高め、財務の健全性をもたらし、長期安定的な配当と業績に応じた増配・自己株式取得など積極的な利益還元を可能にまいりました。

当社のこれまでの企業経営の在り方や一般的に社会的評価の高い会社の企業行動から判断して、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社を支える様々なステークホルダーとの信頼関係を十分に理解した上で維持し、当社の企業価値向上及び株主共同の利益を中長期的に確保し、最大化させる者でなければならないと考えております。したがって、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある当社株式の不適切な大量買付行為又はこれに類する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。

## ② 基本方針の実現に資する取組み

### イ. 企業価値向上及び株主共同の利益の最大化に向けた取組み

当社は、エレクトロニクス分野とケミカル分野のコラボレーションを強化し、相乗効果高めるとともに、それぞれの主要事業のバランスを重視し、安定した経営基盤を確立することを目指しております。

さらに一層の企業価値の向上を目指すため、各分野においては以下の戦略を着実に実行してまいります。

#### ■エレクトロニクス分野

ユーザーオリエンテッド（顧客視点）に立った営業を徹底し、コーディネーション機能を強化することにより、付加価値の創造と、その極大化を図ります。そして各商材のターゲット市場において重点顧客を完全攻略することにより、結果的に各商権で

の代理店ナンバーワンの地位を堅持してまいります。

#### ■ケミカル分野

環境対策への関心の高まりを背景に、新たな需要を掘り起こし、社会のニーズにあった新製品を提供してまいります。さらに、エレクトロニクス事業との相乗効果が期待できる新たな市場・顧客の開拓を進めます。

#### ロ. コーポレート・ガバナンスの強化

当社はコーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題と位置付け、内部統制システムの適正な構築に努めるとともに、国際貢献を図る企業として、株主をはじめとするすべてのステークホルダーの期待に応える企業経営を実現させるため、経営の適正性、遵法性、透明性を確保し、さらなる企業価値の向上を図ることを基本方針としております。

また、当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を実現させるために、2020年6月25日開催の第68期定時株主総会の決議により、監査等委員会設置会社に移行いたしました。これに伴い、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監査・監督機能を更に強化しております。

#### ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2020年6月25日開催の当社第68期定時株主総会において株主の皆様からの承認を受け、同日より「当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を発効しました。しかしながら、その後の新型コロナウイルス流行の収束等、社会・経済情勢変化も勘案しつつ、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益の最大化の観点から、その在り方について検討した結果、当社は、2021年4月に公表した中期経営計画「Change & Co-Creat 2024」を着実に実行することで当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化を図るとともに、有事導入型の対応方針の活用といった近時の動向、国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様のご意見なども総合的に勘案し、当社取締役会において、本プランの有効期限である2023年6月27日開催の当社第71期定時株主総会の終結の時をもって、本プランを更新しないことを決定しました。

しかしながら、当社は、本プランの廃止後も、特定の者又はグループが当社の発行済株式総数の20%以上に相当する株式を取得すること等により（当該特定の者又はグループを以下「買収者等」といいます。）、当社の企業価値の源泉が中長期的に見て毀損されるおそれがある場合など、当社の企業価値向上又は株主共同の利益の最大化が妨げられるおそれがある場合には、かかる買収者等は当社の財務及び事業の方針の決定を支配するものとして不適切であるものとして、当社取締役会は、善管注意義務を負う受託者の当然の責務として、法令及び当社の定款によって許容される限度において場合により、当社の企業価値向上及び株主共同の利益の最大化のために相当の措置（いわゆる有事導入型の対応方針の導入を含みます。）を講じます。

# 連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	8,100	5,679	50,509	△9,108	55,181
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△5,625		△5,625
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,175		5,175
自己株式の処分		183		237	420
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	183	△449	235	△30
当連結会計年度末残高	8,100	5,863	50,059	△8,872	55,150

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当連結会計年度期首残高	5,038	63	3,814	△235	8,681	63,863
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△5,625
親会社株主に帰属する 当期純利益						5,175
自己株式の処分						420
自己株式の取得						△1
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	△173	111	1,910	252	2,101	2,101
当連結会計年度変動額合計	△173	111	1,910	252	2,101	2,070
当連結会計年度末残高	4,865	175	5,725	17	10,783	65,933

## 連結注記表

### (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項)

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 11社

連結子会社の名称

伯東A&L株式会社、Hakuto Enterprises Ltd.、Hakuto Singapore Pte. Ltd.、Hakuto Taiwan Ltd.、Hakuto (Thailand) Ltd.、Hakuto Engineering (Thailand)Ltd.、Hakuto Enterprises (Shanghai) Ltd.、Hakuto Trading (Shenzhen) Ltd.、Hakuto America, Inc.、Hakuto Czech s.r.o.及びモルデック株式会社であります。

##### (2) 非連結子会社の名称等

Microtek Hongkong Ltd.、Microtek Shanghai Ltd.、Hakuto Malaysia Sdn.Bhd.は総資産、売上高、連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり重要性がないため、連結の範囲から除外しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法を適用した関連会社の数及び名称

持分法を適用した関連会社の数 1社

持分法適用関連会社の名称

サンエー技研株式会社であります。

従来、持分法適用関連会社としておりました株式会社エーエスエー・システムズは、保有株式を全て売却したことから当連結会計年度において持分法の適用範囲から除外しております。

##### (2) 持分法を適用しない非連結子会社

非連結子会社の名称

Microtek Hongkong Ltd.、Microtek Shanghai Ltd.、Hakuto Malaysia Sdn.Bhd.は、連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

Hakuto Enterprises (Shanghai) Ltd.、及びHakuto Trading (Shenzhen) Ltd.の決算日は12月末日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で仮決算を行った計算書類を基礎としております。

なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

###### その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの：決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等：移動平均法による原価法を採用しております。

###### ② デリバティブ取引

時価法を採用しております。

###### ③ 棚卸資産

商品、製品、原材料及び仕掛品は主として移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）、貯蔵品は主として先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社の有形固定資産の減価償却の方法は、定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、在外連結子会社については、個別見積により耐用年数を決定し、主として建物については定額法、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。

###### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

###### (イ) 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

###### (ロ) その他の無形固定資産

定額法を採用しております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

###### ③ リース資産

###### (イ) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

###### (ロ) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### (3) 重要な引当金の計上基準

###### ① 貸倒引当金

売掛金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

###### ② 賞与引当金

当社及び一部の連結子会社の従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

###### ③ 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。

###### ④ 製品保証引当金

販売済商品及び製品に係る一定期間内の無償修理等の費用の発生に備えるため、実績率を基にした会社所定の基準により計上しております。

- ⑤ 役員退職慰労引当金  
当社及び連結子会社の一部の役員の退職慰労金の支払に備えるため、主として役員の退職慰労金に関する内規に基づく期末要支払額をもって設定しております。なお、当社は2004年6月に役員報酬制度を改定しており、2004年7月以降対応分については、引当計上を行っておりません。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法  
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。
- ③ 小規模企業等における簡便法の採用  
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。
- (5) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法  
繰延ヘッジ処理によっております。なお、ヘッジ会計の金利スワップの特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
- (イ) ヘッジ手段…為替予約  
ヘッジ対象…外貨建予定取引
- (ロ) ヘッジ手段…金利スワップ  
ヘッジ対象…銀行借入（変動金利のもの）
- ③ ヘッジ方針  
為替予約取引等につきましては、為替相場の変動リスクを回避することを目的として、当社の「市場リスク管理規程」及び「外国為替予約締結マニュアル」に従い、実施しております。金利スワップは金利変動による借入債務の損失可能性を減殺する目的で行っております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法  
為替予約取引等につきましては、ヘッジ手段とヘッジ対象の外貨建予定取引に関する重要な条件が同一であると認められ、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定することができることから、有効性の判定は省略しております。  
また、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについて特例処理を行っているため、有効性の判定を省略しております。
- (6) のれんの償却方法及び償却期間  
のれんの償却については、効果の発現する期間（5年）にわたり定額法により償却を行っております。

(7) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、電子部品事業、電子・電気機器事業、工業薬品事業を主な事業としており、それぞれの事業において商製品の販売、サービスの提供及びその他の販売を行っております。

商製品の販売については、契約書に従い、商製品に対する支配が顧客に移転した時点で履行義務を充足し収益を認識しておりますが、国内取引においては収益認識に関する会計基準の適用指針第98項を適用し、出荷時から商製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間である場合には出荷時に、輸出取引においてはインコタームズで定められた危険負担移転時に収益を認識しております。電子・電気機器事業の商製品で据付義務を負うものは顧客の検収により履行義務を充足することから、検収時に収益を認識しております。商品の販売において当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の額から仕入先に支払う額を控除した純額により収益を算定しております。

関連するサービスの提供等については、サービスの提供期間がごく短期間であることから、サービスの完了時点で収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務の充足時点から概ね6か月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(8) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(会計上の見積りに関する注記)

滞留在庫の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
見積りの対象となった棚卸資産金額	4,631
帳簿価額切下げ額	1,285

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、顧客企業の生産計画を基に、仕入先企業の生産のリードタイムとの平衡を図りながら商品、原材料の発注量を調整することにより余剰在庫が生じないように努めておりますが、顧客企業製品の市場での販売動向によっては、当社グループの商品、製品の払い出しが計画通りに進捗しないことがあり、商品、製品、原材料が滞留するリスクがあります。

一定の在庫期間を経過し、かつ、受注のない滞留在庫については、収益性がないものとして帳簿価額を切り下げ、上記以外の商品、製品、原材料については、個別に販売可能性を見積り、回収可能見込み額まで帳簿価額を切り下げております。

販売可能性については、市場動向、顧客企業への直近の販売実績や受注動向、今後の生産計画や受注見込みを勘案し、見積っております。

販売可能性の見積りには不確実性が伴うため、予測不能な経済並びに市場環境の変化により、さらに回収可能見込み額が減少する場合、翌連結会計年度の連結計算書類で追加の帳簿価額の切下げが発生する可能性があります。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

本取引は、当社が「伯東従業員持株会」（以下「当社持株会」という。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、本信託は2022年2月から約3年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を一括して取得いたします。その後、本信託は、当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却いたします。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拋出割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、当社に費用負担が生じます。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度の当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、18百万円、7,900株であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	12,637百万円
2. 有形固定資産の取得価額から直接控除している国庫補助金等の圧縮記帳額	
建物	3百万円
機械及び装置	84百万円
その他	2百万円

(連結損益計算書に関する注記)

従来より偶発債務として注記しておりました当社のシンガポールの連結子会社であるHakuto Singapore Pte.Ltd. (以下、伯東シンガポール) において2016年7月1日から2017年6月30日までの期間の輸入支払GST (財・サービス税) に係る還付請求が否認され、GST Board of Review (財・サービス税審査委員会) に対して審理申立てをしている事案につきまして、審理は継続中ですが、同国税務当局及び財・サービス税審査委員会の動向を検討した結果、伯東シンガポールの申し立てが否認される可能性が相当程度高いと判断いたしました。

そのため、伯東シンガポールにて計上している未収税金 (連結貸借対照表上はその他の流動資産) 10,896千シンガポールドルについて貸倒引当金を計上するとともに、同額 (1,156百万円 当連結会計年度の期中平均レートで円換算) を貸倒引当金繰入額 (特別損失) として費用計上しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	23,137,213	—	—	23,137,213
合 計	23,137,213	—	—	23,137,213
自己株式				
普通株式	4,443,389	258	108,143	4,335,504
合 計	4,443,389	258	108,143	4,335,504

(注) 1. 自己株式の株式数には、従業員持株会支援信託E S O Pが所有する当社株式 (当連結会計年度末7,900株) が含まれております。

2. 自己株式の増加は、単元未満株式買取258株であります。

3. 自己株式の減少は、執行役員向け2023年6月16日付譲渡制限付き株式報酬としての処分2,500株、取締役向け2023年7月26日付譲渡制限付き株式報酬としての処分6,700株、従業員持株会向け2024年1月31日付譲渡制限付き株式報酬としての処分51,800株及び従業員持株会支援信託E S O Pから従業員持株会への売却47,100株及びエーエスエーシステムズ株式会社の持分法適用除外による減少43株であります。

## 2. 配当に関する事項

### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年4月28日 取締役会	普通株式	2,999	160.00	2023年3月31日	2023年6月6日
2023年10月31日 取締役会	普通株式	2,626	140.00	2023年9月30日	2023年12月6日

(注) 1. 2023年4月28日取締役会の決議による配当金の総額には、従業員持株会支援信託E S O Pが所有する当社株式に対する配当金8百万円が含まれております。

2. 2023年10月31日取締役会の決議による配当金の総額には、従業員持株会支援信託E S O Pが所有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年4月30日 取締役会	普通株式	2,633	利益剰余金	140.00	2024年3月31日	2024年6月4日

(注) 2024年4月30日取締役会の決議による配当金の総額には、従業員持株会支援信託E S O Pが所有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に電子部品・電子機器の販売及び工業薬品事業製品の製造販売事業を行うための運転資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い預金、又はグループ企業に対する貸付金として運用しております。デリバティブは借入金の金利変動リスク及び為替変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクは当社与信管理規程、売掛債権管理規程等に従って与信管理部の業務部で管理されております。

投資有価証券は市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては経理部で定期的に時価が把握され、常務会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、その殆どが1年以内の支払期日です。

借入金の一部は金利変動リスクに晒されておりますが、金利スワップ取引をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約等取引です。なお、当社グループのデリバティブ取引の契約先はいずれも信用度の高い銀行であるため、相手先の契約不履行による信用リスクは、ほとんどないと判断しております。

為替予約取引等のリスク管理体制につきましては、当社の「市場リスク管理規程」及び「外国為替予約締結マニュアル」に従い、経理部によって管理され、為替予約取引の残高は、月ごとの定例取締役会で月次決算報告として報告しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、「4. 会計方針に関する事項」「(5) 重要なヘッジ会計の方法」に記載のとおりであります。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

#### (4) 信用リスクの集中

当連結会計年度末における特段の信用リスクの集中はありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
投資有価証券	7,596	7,596	—
資 産 計	7,596	7,596	—
長期借入金 (※1)	20,045	20,125	80
負 債 計	20,045	20,125	80
デリバティブ取引 (※2)	(89)	(89)	—

(※1) 1年以内に期限到来予定の流動負債に含まれている長期借入金を含めております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については ( ) で示しております。

(※3) 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 市場価格のない株式等は投資有価証券には含めておりません。

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式及び関連会社株式	992
非上場株式	81

## (注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	15,568	—	—	—
受取手形及び売掛金	38,101	—	—	—
電子記録債権	6,277	—	—	—
合 計	59,947	—	—	—

## (注3) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超2年 以 内 (百万円)	2年超3年 以 内 (百万円)	3年超4年 以 内 (百万円)	4年超5年 以 内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	8,870	4,245	3,695	2,020	1,215	—

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度 (2024年3月31日)

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 株式	7,596	—	—	7,596
資産計	7,596	—	—	7,596
デリバティブ取引 通貨関連 (※)	—	(89)	—	(89)
負債計	—	(89)	—	(89)

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については ( ) で示しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
当連結会計年度（2024年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	20,125	－	20,125
負債計	－	20,125	－	20,125

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については取引金融機関より提示された時価によっており、金利、外国為替相場等のインプットを用いた将来キャッシュ・フローの割引現在価値法により算定されており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位: 百万円)

セグメント	電子部品	電子・電気機器	工業薬品	その他	合計
主たる地域市場					
日本	81,218	13,260	9,917	423	104,819
中国	28,962	5,287	38	—	34,289
その他アジア	29,434	7,168	600	—	37,203
その他	4,671	831	231	—	5,734
顧客との契約から生じる収益	144,287	26,547	10,788	423	182,046
主要な財又はサービスのライン					
半導体デバイス	113,780	—	—	—	113,780
一般電子部品	24,582	—	—	—	24,582
光部品	5,924	—	—	—	5,924
プリント基板製造関連装置	—	8,840	—	—	8,840
真空・理化学機器	—	11,003	—	—	11,003
その他機器	—	6,704	—	—	6,704
工業薬品	—	—	9,891	—	9,891
化粧品関連製品	—	—	897	—	897
業務受託・保険サービス	—	—	—	34	34
太陽光発電	—	—	—	389	389
顧客との契約から生じる収益	144,287	26,547	10,788	423	182,046
外部顧客への売上高	144,287	26,547	10,788	423	182,046

(注) 1. 主たる地域市場は顧客の所在地を基礎として、国又は地域に分類しております。

2. 各区分に属する地域の内訳は次の通りであります。

(1) その他アジア…台湾、シンガポール、タイ等

(2) その他…アメリカ、ヨーロッパ等

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「4. 会計方針に関する事項」「(7) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

受取手形、売掛金及び契約資産の期首残高及び期末残高はすべて顧客との契約から生じた債権であり、契約資産の期首残高及び期末残高はありません。

契約負債の残高等

契約負債は主に、電子電気機器事業における顧客からの前受金であります。

契約負債期首残高 4,138百万円

契約負債期末残高 3,325百万円

なお、当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は2,921百万円であります。

残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において未充足の履行義務は85,693百万円であり、翌連結会計年度に約89%、翌々連結会計年度に約9%、それ以降に残りの約2%が収益として認識されると見込んでおります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	3,506円81銭
1株当たり当期純利益	276円20銭

(注) 従業員持株会支援信託E S O Pが所有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております(当連結会計年度7,900株)。また「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(当連結会計年度28,518株)。

(その他の注記)

連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表に記載の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	圧縮記帳 積立金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計		
当期首残高	8,100	2,532	3,147	5,679	0	16,000	22,560	38,560	△9,108	43,232
当期変動額										
圧縮記帳 積立金の取崩					△0		0	—		—
剰余金の配当							△5,625	△5,625		△5,625
当期純利益							6,269	6,269		6,269
自己株式の処分			183	183					237	420
自己株式の取得									△1	△1
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	183	183	△0	—	643	643	235	1,062
当期末残高	8,100	2,532	3,330	5,863	0	16,000	23,204	39,204	△8,872	44,295

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	5,038	63	5,102	48,334
当期変動額				
圧縮記帳 積立金の取崩				—
剰余金の配当				△5,625
当期純利益				6,269
自己株式の処分				420
自己株式の取得				△1
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△173	111	△62	△62
当期変動額合計	△173	111	△62	1,000
当期末残高	4,864	175	5,039	49,335

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

① 子会社株式、関連会社株式及び関係会社出資金  
移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの：決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等：移動平均法による原価法を採用しております。

##### (2) デリバティブ等

デリバティブ取引

時価法を採用しております。

##### (3) 棚卸資産

商品、製品、原材料及び仕掛品は移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）、貯蔵品は先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却の方法は、定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

##### ① 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### ② のれん

のれんの償却については、効果の発現する期間（5年）にわたり定額法により償却を行っております。

##### ③ その他の無形固定資産

定額法を採用しております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

売掛金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

##### (3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 製品保証引当金

販売済商品及び製品に係る一定期間内の無償修理等の費用の発生に備えるため、実績率を基にした会社所定の基準により計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

また、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理する方法によることとしております。

(6) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員の退職慰労金に関する内規に基づく期末要支払額をもって設定しております。なお、2004年6月に役員報酬制度を改定しており、2004年7月以降対応分については、引当計上を行っておりません。

4. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、ヘッジ会計の金利スワップの特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- ① ヘッジ手段…為替予約  
ヘッジ対象…外貨建予定取引
- ② ヘッジ手段…金利スワップ  
ヘッジ対象…銀行借入（変動金利のもの）

(3) ヘッジ方針

為替予約取引等につきましては、為替相場の変動リスクを回避することを目的として、当社の「市場リスク管理規程」及び「外国為替予約締結マニュアル」に従い、実施しております。金利スワップは金利変動による借入債務の損失可能性を減殺する目的で行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引等につきましては、ヘッジ手段とヘッジ対象の外貨建取引に関する重要な条件が同一であると認められ、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定することができることから、有効性の判定は省略しております。

また、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについて特例処理を行っているため、有効性の判定を省略しております。

5. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、電子部品事業、電子・電気機器事業、工業薬品事業を主な事業としており、それぞれの事業において商製品の販売、サービスの提供及びその他の販売を行っております。

① 商製品の販売に係る収益

商製品の販売については、契約書に従い、商製品に対する支配が顧客に移転した時点で履行義務を充足し収益を認識しておりますが、国内取引においては収益認識に関する会計基準の適用指針第98項を適用し、出荷時から商製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間である場合には出荷時に、輸出取引においてはインコタームズで定められた危険負担移転時に収益を認識しております。電子・電気機器事業の商製品で据付義務を負うものは顧客の検収により履行義務を充足することから、検収時に収益を認識しております。商品の販売において当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の額から仕入先に支払う額を控除した純額によ

り収益を算定しております。

② サービスの提供及びその他の販売に係る収益

電子・電気機器事業における修理業務については、修理が完了することにより履行義務を充足することから、当該時点で収益を認識しております。工業薬品事業における洗浄工事については、工事期間にわたり履行義務を充足しますが、工事期間がごく短期間であることから工事完了時点で収益を認識しております。

6. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. その他計算書類作成のための基本となる事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(会計上の見積りに関する注記)

滞留在庫の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
見積りの対象となった棚卸資産金額	3,542
帳簿価額切下げ額	1,000

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）滞留在庫の評価」に記載した内容と同一であります。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引の会計処理について、連結注記表「(追加情報)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	9,641百万円
2. 有形固定資産の取得価額から直接控除している国庫補助金等の圧縮記帳額 建物	3百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	7,053百万円
短期金銭債務	1,080百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
売上高	37,405百万円
仕入高	2,576百万円
その他の営業取引高	1,099百万円
営業取引以外の取引高	1,059百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	4,335,504株

(注) 当事業年度末の株式数には、従業員持株会支援信託E S O Pが所有する当社株式7,900株が含まれております。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生の主なもの

賞与引当金	694百万円
貸倒引当金	9百万円
棚卸資産評価損	582百万円
関係会社株式等評価損	208百万円
投資有価証券評価損	162百万円
減価償却超過額	23百万円
減損損失	395百万円
その他	223百万円
繰延税金資産小計	2,299百万円
評価性引当額	△691百万円
繰延税金資産合計	1,607百万円

2. 繰延税金負債の発生の主なもの

その他有価証券評価差額金	△2,101百万円
前払年金費用	△72百万円
その他	△77百万円
繰延税金負債合計	△2,251百万円
繰延税金負債の純額	△644百万円

## (関連当事者との取引に関する注記)

## 子会社及び関連会社等

種類	名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Hakuto Enterprises (Shanghai) Ltd.	中国上海市	千RMB 108,914	電子部品、機器の販売	(所有)直接 100%	電子部品・機器・工業薬品の当社からの仕入及び当社への販売 役員の兼任	電子部品・機器及び工業薬品の販売 (注)	6,757	売掛金	1,434
子会社	Hakuto (Thailand) Ltd.	タイバンコク	千Bht 115,204	電子部品、機器の販売	(所有)直接 100%	電子部品・機器の当社からの仕入及び当社への販売 役員の兼任	電子部品・機器の販売 (注)	7,685	売掛金	1,030
子会社	Hakuto Enterprises Ltd.	香港九龍	千HK\$ 22,025	電子部品、機器の販売	(所有)直接 100%	電子部品・機器の当社からの仕入及び当社への販売 役員の兼任	電子部品・機器の販売 (注)	6,901	売掛金	927
子会社	Hakuto Singapore Pte. Ltd.	シンガポール	千SIN\$ 5,000	電子部品、機器の販売	(所有)直接 100%	電子部品・機器の当社からの仕入及び当社への販売 役員の兼任	電子部品・機器の販売 (注)	11,391	売掛金	2,748
子会社	Hakuto America, Inc.	アメリカデトロイト	千US\$ 3,730	電子部品の販売	(所有)直接 100%	電子部品の当社からの仕入 役員の兼任	電子部品の販売 (注)	3,687	売掛金	650

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 商製品の販売については、一般取引条件及び市場価格を参考にして決定しております。

## (収益認識関係)

収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表に注記すべき事項と同一であるため、省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	2,623円97銭
1株当たり当期純利益	334円55銭

(注) 従業員持株会支援信託E S O Pが所有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております。(当事業年度 7,900株)

また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(当事業年度 28,518株)

(その他の注記)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表に記載の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。